

報告事項 1（意見聴取）

令和 4 年 2 月 定例府議会提出予定の議案について

令和 4 年 2 月 定例府議会に提出予定の、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案について、次のとおり報告し、委員会に意見を求める。

令和 4 年 2 月 14 日

○予算案

- 1 令和 4 年度大阪府一般会計予算の件（教育委員会関係分）
- 2 令和 3 年度大阪府一般会計補正予算（第 10 号及び第 11 号）の件（教育委員会関係分）

○条例案

- 1 大阪府立学校条例一部改正の件
- 2 府費負担教職員定数条例一部改正の件
- 3 大阪府立臨海スポーツセンター条例等一部改正の件

<参考>

○今後の予定

- | | |
|------------|---|
| 2 月 17 日以降 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく知事からの意見聴取 |
| 2 月 22 日 | 意見聴取に対する回答期限 |
| 2 月 24 日 | 2 月定例府議会本会議開会 |

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 （教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

令和4年度 教育庁予算（案）の主な事業

| | | |
|------|-------------------------|------------|
| 一般会計 | 令和4年度当初予算額 (財務部長内示額) | 554,726百万円 |
| | 令和3年度当初予算額 | 542,399百万円 |
| | 前年比 R4当初/R3当初 | 102.3% |

| 教育振興基本計画項目 | 主な事業 | 予算額(千円) | 説明資料 |
|----------------------------------|---------------------------------------|--------------|------------|
| 【基本方針1】市町村とともに小・中学校の教育力を充実します | ・小学生新学力テスト事業費 | 317,759 | |
| | ・中学生学びチャレンジ事業費 | 323,398 | |
| | ・市町村立学校スマートスクール推進事業費 | 新規 180,083 | 2ページ 主要事業1 |
| 【基本方針2】公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます | ・府立学校スマートスクール推進事業費 | 拡充 2,828,255 | 2ページ 主要事業1 |
| | ・英語教育推進事業費 | 9,356 | |
| | ・グローバルリーダーズハイスクール支援事業費 | 26,161 | |
| | ・実業教育充実事業費 | 13,907 | |
| | ・就学支援金関連事業費 | 40,551,309 | |
| | ・府立高等学校再編整備事業費 | 232,789 | |
| | ・府立高等学校キャリア教育体制整備事業費 | 1,842 | |
| | ・大阪市立高等学校一元化関連事業費 | 拡充 3,491,810 | 3ページ 主要事業2 |
| | ・知的障がい支援学校新校整備事業費 | 136,207 | 4ページ 主要事業3 |
| 【基本方針3】障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します | ・市町村医療的ケア等実施体制サポート事業費 | 63,034 | |
| | ・医療的ケア通学支援事業費 | 499,220 | |
| | ・知的障がいのある生徒の教育環境整備事業費 | 37,936 | |
| | ・障がいのある生徒の高校生活支援事業費 | 110,281 | |
| | ・高等学校通級指導実施費 | 788 | |
| | ・教育庁ハートフルオフィス推進事業費 | 27,350 | |
| | ・いじめ虐待等対応支援体制構築事業費 | 264,160 | 5ページ 主要事業4 |
| 【基本方針4】子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます | ・課題を抱える生徒フォローアップ事業費 | 27,444 | |
| | ・ヤングケアラー支援体制強化事業費 | 新規 71,493 | 6ページ 主要事業5 |
| | ・スクールカウンセラー配置事業費 | 432,067 | |
| | ・スクールソーシャルワーカー配置事業費 | 74,648 | |
| | ・教育総合相談事業費 | 23,793 | |
| | ・SNS活用相談体制整備事業費 | 19,283 | |
| | ・日本語指導推進事業費 | 一部新規 32,118 | 7ページ 主要事業6 |
| | ・競技力向上対策事業費補助金 | 18,255 | |
| 【基本方針5】子どもたちの健やかな体をはぐくみます | ・学校給食実施費 | 801,356 | |
| | ・教職員採用選考費 | 21,130 | |
| 【基本方針6】教員の力とやる気を高めます | ・教職員資質向上方策推進事業費 | 49,755 | |
| | ・校長マネジメントの強化(学校経営推進事業費・校長マネジメント推進事業費) | 220,997 | |
| 【基本方針7】学校の組織力の向上と開かれた学校づくりをすすめます | ・府立学校教育ICT化推進事業費 | 967,932 | |
| | ・部活動指導員配置事業費 | 拡充 74,655 | |
| | ・府立学校老朽化対策費 | 590,888 | |
| 【基本方針8】安全で安心な学びの場をつくります | ・府立学校施設・設備改修費 | 768,157 | |
| | ・府立学校施設設備緊急改修事業費 | 829,645 | |
| | ・府立学校施設長寿命化整備事業費 | 拡充 6,005,156 | |
| | ・府立学校体育館空調設備整備費 | 1,620,582 | |
| | ・高等学校教育環境改善事業費 | 1,103,541 | |
| | ・スクールサポートスタッフ・学習支援員配置事業費 | 414,219 | 8ページ 主要事業7 |
| 【基本方針9】地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します | ・教育コミュニティづくり推進事業費 | 58,084 | |
| | ・家庭教育支援モデル事業費 | 新規 1,250 | |
| 【基本方針10】私立学校の振興を図ります | ・私立高等学校等振興助成費 | 37,561,770 | |
| | ・私立高等学校等生徒授業料支援補助金(事務費等除く) | 15,398,631 | |
| | ・私立幼稚園振興助成費 | 9,468,939 | |
| | ・施設型給付費等負担金 | 9,277,183 | |
| | ・子育て支援施設等利用給付費負担金 | 3,415,575 | |
| | ・大阪府育英会助成費 | 585,688 | |
| | ・私立専門学校授業料等減免事業費 | 5,424,475 | |

スマートスクール推進事業費 (GIGA スクール運営支援センター) <<新規>>

【事業目的】

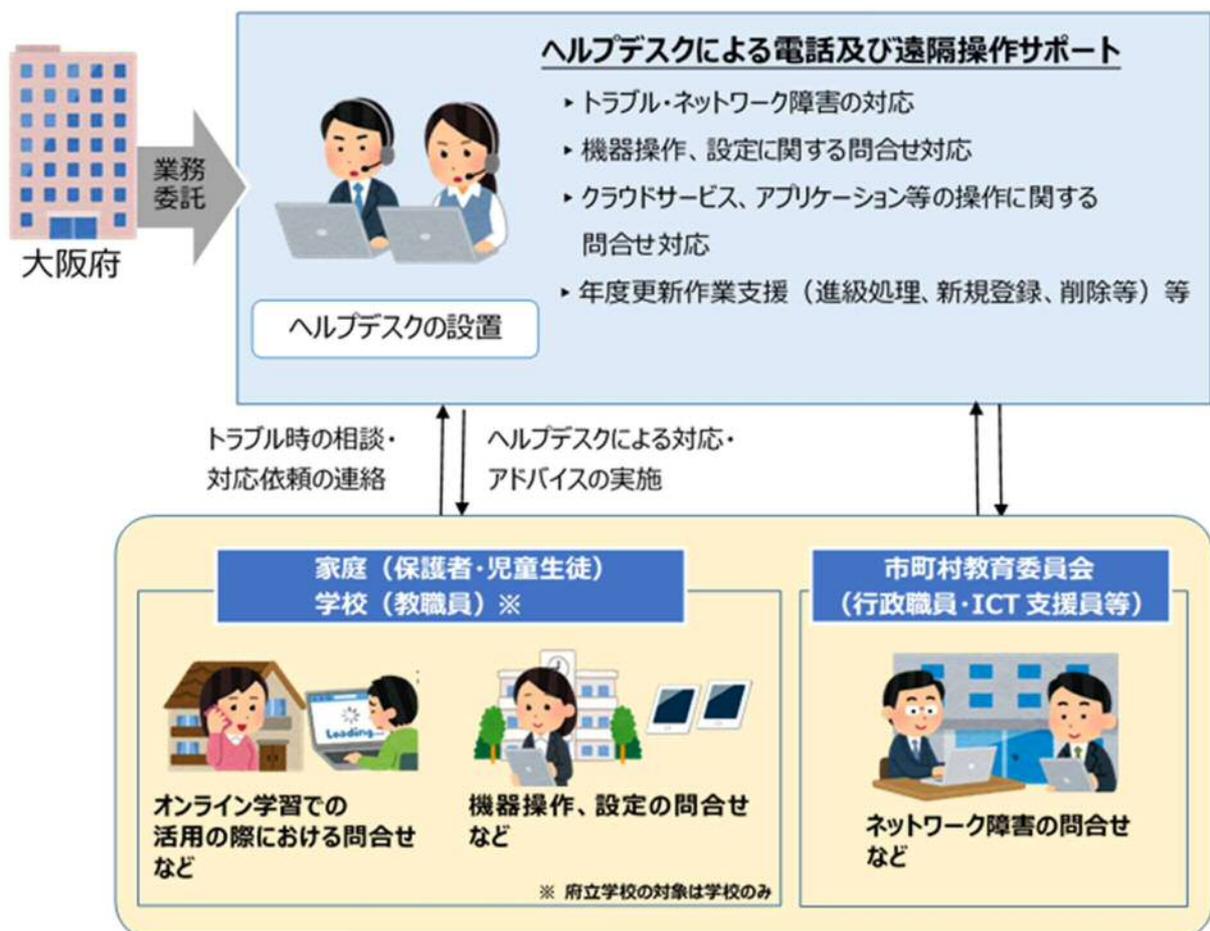
1人1台端末の安定的運用の実現と大阪の子どもたちの学びを保障するため、運営支援センターを開設し、円滑な学校教育活動を支援する。

【当初予算額】 221,883 千円

【事業内容】

【小中学校】 180,083 千円（国庫 1/2、市町村 1/2）

大阪府 G I G A スクール運営支援センターを設置し、児童生徒・保護者・教職員・市町村職員・ICT 支援員等に対し、ネットワーク障害への初期対応や機器操作・設定などに関して、ヘルプデスクによる電話及び遠隔操作でのサポートを行う。



【府立学校】 41,800 千円（国庫 1/2）

府立学校 G I G A サポートセンターを設置し、各校からの問合せ対応、設定変更作業、校内研修実施の準備などに関して、メールや同時双方向型オンラインツール、訪問等を通じてサポートを行う。

大阪市立高等学校一元化関連事業費

主要事業 2

事業目的

令和4年4月に移管される大阪市立の高等学校等23校及び令和4年4月に開校する大阪府立桜和高等学校の運営に必要な経費。

※現在の市立の高等学校21校及び中高一貫校である水都国際中学校、咲くやこの花中学校、令和4年4月開校の桜和高等学校を含めた全24校

令和4年度当初予算額

3,491,810千円

主な事業(予算)の内容

(1) ICT環境整備費 797,962千円

生徒1人1台端末機や教職員が校務で使用する端末機のリース、LAN 教室等で使用する機器の整備、府立学校統合 ICT ネットワークの基盤整備等に要する経費

(2) 学校維持管理費 620,280千円

教育、学習環境を確保するため必要な物品の購入や、施設の維持管理など、学校教育活動の円滑な運営に要する経費

(3) 専門学科機器整備経費 55,313千円

Web コンテンツのデザイン・スポーツ映像の分析・会計処理等の学習に使用する機器類の整備、実業系高校の設備機器の保守、英語学習に使用する機器のリース等に要する経費

(4) 外国語指導員配置経費 65,430千円

大阪府外国語指導員(NET 等)の配置に要する経費

(5) 公設民営学校運営費 728,352千円

公設民営学校である水都国際中学校・高等学校の運営を指定管理法人に委託するための経費

(6) 起債償還費 483,643千円

施設設備等の無償譲渡にあわせ、過去の整備にかかる起債を償還するための経費を負担

(7) その他 740,830千円

非常勤職員等雇用経費、校舎等維持修繕費、新工業系高等学校基本計画策定経費 など

【参考】府に移管される大阪市立の高等学校等(24校)

| | | | |
|------|------------------|--------|----------------|
| 普通科系 | 桜宮高等学校 | 工業系 | 都島工業高等学校 |
| | 東高等学校 | | 泉尾工業高等学校 |
| | 大阪市立高等学校 | | 東淀工業高等学校 |
| | 汎愛高等学校 | | 生野工業高等学校 |
| | 南高等学校 | | 工芸高等学校 |
| | 西高等学校 | 中高一貫 | 咲くやこの花中学校・高等学校 |
| | 扇町総合高等学校 | | 水都国際中学校・高等学校 |
| | 桜和高等学校 | 昼夜間単位制 | 中央高等学校 |
| 商業系 | 大阪ビジネスフロンティア高等学校 | 夜間定時制 | 都島第二工業高等学校 |
| | 淀商業高等学校 | | 第二工芸高等学校 |
| | 鶴見商業高等学校 | | |
| | 住吉商業高等学校 | | |

※大阪市立高等学校は、府移管にあわせ、大阪府立いちりつ高等学校に校名変更を行う。

※桜和高等学校は、南、西、扇町総合の3つの高等学校を再編整備し、令和4年4月に開校。

知的障がい支援学校新校整備事業費

【事業目的】

府立支援学校における知的障がいのある児童生徒の増加に対応するため、新たな支援学校の整備等による、教育環境のさらなる充実をめざす。

（これまでの取組み）

- 平成 29 年度策定の「府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」により、在籍数の将来推計を行い、学校整備等の方針を公表。
- 令和 2 年度策定の「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」により、再推計を示すとともに、もと西淀川高校を活用した新たな支援学校のほか、さらなる学校整備を、可能な限り、国の集中取組期間中（令和 2～6 年度）に実施等を公表。
- 国において、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、「特別支援学校設置基準」を公布（令和 3 年 9 月）。

＜府立知的障がい支援学校の在籍者数と設置基準（校舎面積）の適合状況＞

| | R 3 在籍数 | R 9 までの傾向 | 基準を満たさない支援学校（R 3 時点） |
|-------|---------|-----------|----------------------|
| 全体 | 7,462 人 | | |
| 大阪市 | 1,980 人 | ▲ 増 | 生野、思斉、住之江 |
| 豊能・三島 | 1,623 人 | ▲ 増 | 豊中 |
| 中・南河内 | 1,424 人 | ▲ 増 | 八尾 |
| 北河内 | 1,185 人 | ▲ 減 | 守口 |
| 泉州 | 1,250 人 | ▲ 減 | 和泉、泉北高等 |

【当初予算額】 136,207 千円（一般財源：62,556 千円）

【事業概要】

（1）調査検討（5,060 千円）

国が定めた特別支援学校設置基準の適合状況等を踏まえ、在籍者の増加が見込まれる地域を中心に、設置基準に適合させるために必要となる方策等の調査検討を行う。

（2）基本計画策定（10,031 千円）

基本方針に基づいて今年度を実施した学校整備調査検討の成果等を踏まえ、府立生野支援学校の府立大阪わかば高校敷地への移転（併設）にかかる基本計画の策定を行う。

（3）西淀川地域新校整備関連（121,116 千円）

もと府立西淀川高校を活用した新校整備について、今年度実施した基本設計の成果等を踏まえ、引続き、実施設計を進め、工事に着手する。（開校予定：令和 6 年度）

いじめ虐待等対応支援体制構築事業費

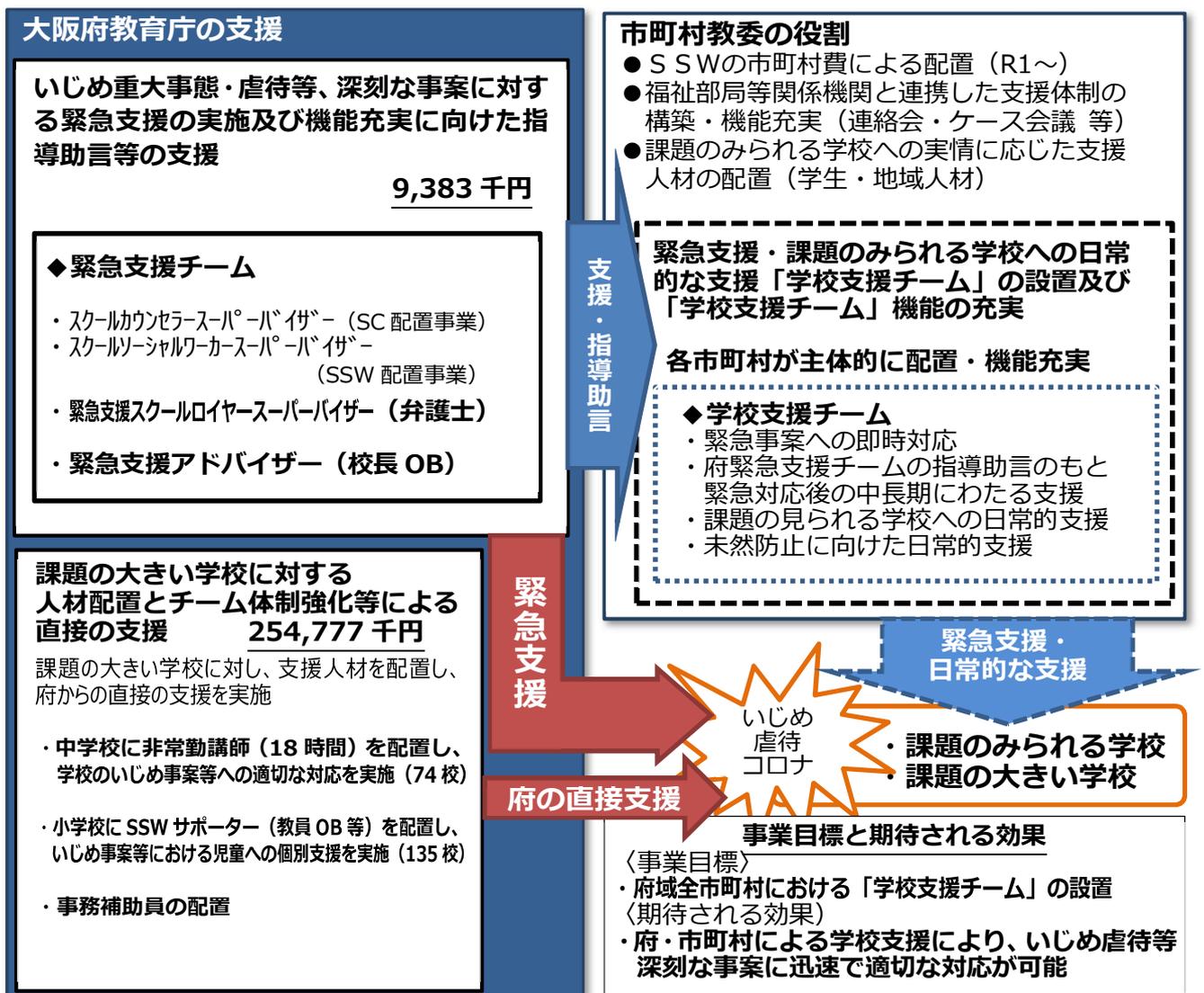
【事業目的】

小中学校におけるいじめ重大事態や児童虐待等の深刻な事案への迅速かつ適切な対応及びその未然防止にむけた市町村の支援体制を構築する。

【当初予算額】 264,160 千円

【事業内容】

- ① 市町村からの要請に基づき学校及び市町村に対し、府の緊急支援チームを派遣するとともに、市町村「学校支援チーム」を中心とした学校支援体制の機能充実にに向けた支援を実施する。
- ② 課題の大きい学校に対する支援人材を配置し、府からの直接の支援を実施する。



ヤングケアラー支援体制強化事業費<<新規>>

【事業目的】

府立高等学校に在籍するヤングケアラーを適切な支援につなげるため、学校の相談体制構築や早期発見力の強化、学習支援等を実施する。

【当初予算額】 71,493 千円

【事業内容】

(1) スクールソーシャルワーカーの配置

○スクールソーシャルワーカーの体制強化

府立高校におけるヤングケアラーに対する相談支援体制を構築するために、教育と福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、学校が相談したい時、速やかに SSW から助言等を受けることができる体制を整備する。



○スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーの新設

高度な専門性等を有する人材をスクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーとして新たに雇用し、深刻な状況にある全てのヤングケアラーに対する緊急対応や各校の実情を踏まえた巡回支援、SSW 及び学校への指導助言等を行い、より質の高い相談支援体制等を実現する。

(2) キャリアコーディネーターの配置

キャリアコーディネーターがヤングケアラーの都合等に合わせた進路相談や面接指導を行うことで、手厚い相談体制を構築する。

(3) 学習支援員の配置

教員があらかじめ指定した日時に行う集団での補習とは別に、学習支援員がヤングケアラーの都合等に合わせた補習等を行うことで、きめ細かな学習支援を実現する。

(4) 早期発見力強化経費

教職員を対象としたヤングケアラーにかかる研修を実施し、教職員の理解を促進することにより、早期発見力を向上させる。

日本語指導推進事業費<<一部新規>>

【事業目的】

日本語指導が必要な児童生徒のうち、十分な日本語指導が受けられていない児童生徒が在籍する市町村及び学校への支援を行う。

【当初予算額】 32,118 千円

【事業内容】

<<新規>> 小中学校オンライン日本語指導事業費 12,843 千円

少数散在している学校に在籍し日本語指導が十分に受けられていない児童生徒を対象に、1人1台端末を活用し日本語指導を実施するとともに、当該児童生徒が在籍する学校等からの日本語指導に関わる相談をオンラインで行う。



外国人児童生徒支援員配置事業費

9,796 千円

府域7地区ごとに支援員を各1名配置し、外国人児童生徒の学習面・生活面を支援する。

日本語指導支援員(夜間中学)配置事業費

9,479 千円

府域夜間中学6校に支援員を各1名配置し、日本語指導が必要な生徒への個別指導等を行う。

【府立高校を対象とした事業】

日本語教育学校支援事業費 16,638 千円

日本語指導が必要な外国人等生徒が在籍する府立高校に対して、教育サポーターを約20校に派遣するなどにより、様々な課題に応じた外国人等生徒への支援体制の充実を図る。

スクールサポートスタッフ及び学習支援員配置事業費

【事業目的】

府立支援学校において、新型コロナウイルス感染症対策のためにスクールサポートスタッフ・学習支援員を配置することで、児童生徒一人ひとりにあったきめ細かな対応を実現し学校教育活動の継続を図る。

また、スクールサポートスタッフを配置する市町村に対し、その経費の一部を補助する。

【当初予算額】 414,219 千円

【事業内容】

○スクールサポートスタッフ

校内の清掃・消毒作業等の感染症対策を行うためにスクールサポートスタッフを府立支援学校に配置する。また、感染症対策や採点補助入力等の教員の業務補助のためにスクールサポートスタッフを配置する市町村に対し、その経費の一部を補助する。



感染症対策

清掃・換気、消毒作業等

教員の業務補助

採点補助・入力、来客・電話対応等

○学習支援員

重症化リスクの高い児童生徒への直接的な支援・介助等を行うために学習支援員を配置する。



直接的な支援・介助

給食摂食、トイレ介助等

令和4年度 事業概要（教育庁）

（一般会計）

| 事業名 | R4財務部長内示額 R4知事復活要求額 (R3当初予算額) | 摘要 |
|--|-------------------------------------|--|
| | 千円 | |
| <①市町村とともに小・中学校の教育力を充実します> | | |
| 小学生 新学力テスト事業費 | 317,759 — (298,347) | 府内児童一人ひとりがすべての教育活動の基盤となる言語能力、読解力、目標に向かって頑張る力等、生涯にわたる学力を着実につけるため、公立小学校5・6年生を対象とした学力テスト・アンケートを実施する。 |
| 中学生 学び チャレンジ事業費 | 323,398 — (323,426) | 生徒の学力状況を把握、分析・検証することにより、学習内容の着実な理解と教育活動（指導・評価）の改善・充実を図るとともに、府内における調査書の評定の公平性を担保することを目的として、公立中学生を対象とした学力テスト・アンケートを実施する。 |
| スクール・エンパワーメント 推進事業費 | 409 — (416) | 府内69小学校・55中学校を事業対象校（言語能力向上など府域共通の課題に取り組むモデル校を含む）に指定し、子どもたちに「学びに向かう力」を育み、「確かな学力」の定着を図る。 |
| 習熟度別 指導推進事業費 (一部再掲) | (教職員定数で計上) | 府内小・中学校の児童生徒の学力向上を図るため、学校の状況にあわせて、習熟度別指導を行う。 ○小学校（3年生以上）一国語・算数・理科・外国語 ○中学校一国語・数学・理科・外国語 |
| 学力向上基盤づくり 調査研究事業費 | 3,000 — (3,000) | 言語能力・情報活用能力等の向上を目的とした効果的な取組みについて調査研究し、その成果を普及することで学力向上の基盤づくりを行う。 |
| 学校図書館活性化 調査研究事業費 | 500 — (1,000) | 本に親しむ活動や学校図書館を活用した授業等を行うことを通して言語能力を育成し、子どもたちの学力を向上させるための調査研究を行う。 |

| 事業名 | R4財務部長内示額 R4知事復活要求額 (R3当初予算額) | 摘要 |
|---|-------------------------------------|---|
| 社会参画力育成指導実践 研究推進事業費 | 千円 1,000 — (1,000) | 地域の具体的な課題の解決に取り組んだり、社会を構成する自立した主体となるために必要な知識について理解を深め、社会的な課題について探求したりするなど、実社会における課題の解決に取り組む実践研究を行う。 |
| 市町村立学校スマート スクール推進事業費 《 新 規 》 | 180,083 — (0) | G I G Aスクール構想における1人1台端末を効果的に活用した教育活動が円滑且つ効果的に実施できるよう、「大阪府G I G Aスクール運営支援センター」を開設し、市町村における端末等の安定的運用の実現と子どもたちの学びの保障に資する。 【2ページ主要事業1 参照】 |
| <②公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます> | | |
| 府立学校スマート スクール推進事業費 | 2,828,255 — (2,587,769) | I C Tを活用した教育を実現するため、児童生徒1人1台の端末を整備するとともに、教員・児童生徒への支援等の充実を図る。 ○スマートスクール推進事業 ○生徒1人1台端末整備事業 ○学校情報ネットワーク事業 ○学校情報ネットワーククラウド化事業 【2ページ主要事業1 参照】 |
| 英語教育推進事業費 (一部、大阪教育ゆめ基金活用) | 9,356 — (12,927) | 府立高校の生徒すべてが英語の4技能をバランスよく身に付け、主体的、自律的に英語を用いてコミュニケーションを図ろうとする意欲や態度が向上することをめざし、すべての英語教員の指導力向上のための研修や、生徒の目標に応じた支援等を行う。 |
| 外国語指導員等による 語学指導充実費 | 496,719 — (496,721) | 外国語教育を充実し、英語等によるコミュニケーション能力や国際感覚豊かな高校生を育成するため、府立高等学校への英語指導等を行う外国人英語指導員の配置及び語学学校等に勤務する外国人英語講師の派遣を行う。 ○外国人英語指導員の配置〔N E T〕 79名 ○外国人英語講師の派遣〔T-N E T〕 52校 |
| グローバルリーダーズ ハイスクール支援事業費 | 26,161 — (26,872) | グローバルリーダーズハイスクールにおいて、知識を基盤とするこれからのグローバル社会をリードする人材を育成するとともに、地域の拠点校として、周辺校における人材育成を支援する。また、各校が実施する特色ある取組みを支援することに加え、外部有識者による評価を行う。 |
| 実業教育充実事業費 | 13,907 — (316,852) | 将来の大阪の産業を担う技術者として農業高校や工科高校の生徒を育成するために、老朽化により精度が低下した設備や安全性の確保が困難な設備の更新や、企業等との連携による技術・技能研修を実施する。 |
| 長期入院生徒 学習支援事業費 | 6,647 — (6,647) | 病気・ケガなどによる入院のために長期間登校できないが、就学の意思を強く持ち学習意欲がある生徒の学習を支援する。 |

| 事業名 | R4財務部長内示額 R4知事復活要求額 (R3当初予算額) | 摘要 |
|---------------------|---------------------------------------|---|
| 就学支援金関連事業費 | 千円 40,551,309 — (41,045,338) | <p>○高校生就学支援金事業費 府内の高校に在籍する年収が概ね910万円未満世帯の生徒の授業料に充てるため就学支援金を支給する。また、本事業の補完として、府立高校で留年により修業年限までに卒業できなかった就学支援金対象者のうち、所定の要件を満たし12か月以内に卒業の見込みがあると校長が認めるものに対し授業料を免除する。</p> <p>○高校生奨学給付金事業費 高校生を扶養する府内在住の非課税世帯の保護者に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学給付金を支給する。</p> <p>○特別支援教育就学奨励扶助費 特別支援学校高等部に在籍する生徒の保護者などの経済的負担を軽減するため、ICT機器購入費等の就学奨励費を支給する。</p> |
| 広報強化推進事業費 | 13,000 — (15,443) | 「進学フェア」を開催し、中学3年生やその保護者に府立学校の魅力をアピールするとともに、令和5年度入学者選抜制度について説明を行う。 |
| 府立高等学校再編整備事業費 | 232,789 — (254,052) | <p>府立高等学校の再編整備を推進する。</p> <p>○工科高校の改編 工科高校のさらなる魅力づくり、PBL(※)の導入等による教育内容の充実、大学や企業等との連携の深化等に向けた取組み、実習時の安全性確保のため工科高校の老朽化した施設・設備の継続的・計画的な更新を行う。また、大阪の産業基盤を支える人材を育成する観点から、工科高校への理解を深め、ものづくりへの興味を高めることを目的に新たな魅力を伝える取組みを行うとともに、実践的な技術・技能を学ぶため生産現場等で学ぶ機会を設ける。 (※PBL…課題解決型学習。自ら設定した課題又は与えられた課題を解決していく過程で様々な能力を育成する学習)</p> <p>○多部制単位制・通信制の改編 多部制単位制Ⅰ・Ⅱ部の大阪わかば高校及び桃谷高校(通信制課程)の教育環境を整備する。</p> <p>○機能統合による再編整備 再編整備対象校の特色ある取組みを他校に継承・発展させるため、特色ある科目及び教育活動を通じた外部連携などを充実させるため、実習室等の整備を行う。</p> <p>○エンパワメントスクールの運営 「学び直し」「わかる授業」を徹底するための教育環境の整備、社会人基礎力を身に付けるための授業「エンパワメントタイム」の実施、生徒支援を充実するための外部専門人材の配置等を行う。</p> <p>○国際関係学科の改編 豊かな国際感覚と優れた外国語運用能力を身に付け、国際的に活躍できる人材を育成する取組みをさらに発展・深化させる。</p> |
| 能勢高等学校再編整備事業費 | 7,379 — (7,379) | 府立豊中高校本校・能勢分校間の効果的な連携を図るため、ネット教室の運用を行う。 |
| 府立高等学校キャリア教育体制整備事業費 | 1,842 — (1,842) | 進路決定に向けて支援を必要とする生徒の増加に対応するため、高校3年間のロードマップの作成等を通じて支援内容の充実を図るとともに、モデル校において、就職した卒業生の職場定着に向けた支援、状況分析を行うことでキャリア教育のさらなる充実を図る。 |

| 事業名 | R4財務部長内示額 R4知事復活要求額 (R3当初予算額) | 摘要 |
|---|-------------------------------------|---|
| 社会人等活用推進費 | 千円 130,325 — (130,325) | 地域や社会で活躍する優れた技能や専門的な知識を有する人を「学校支援人材バンク」に登録し、指導者として学校教育に広く活用する。 ○学校支援社会人等指導者の活用（高等学校、支援学校） ○特別非常勤講師の活用（高等学校） |
| 大阪市立高等学校一元化関連事業費 | 3,491,810 — (361,097) | 「大阪市立の高等学校等移管計画」に基づき、令和4年4月に大阪府に移管される大阪市立の高等学校等の運営に必要な予算を計上する。 【3ページ主要事業2 参照】 |
| <③障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します> | | |
| 知的障がい支援学校 新校整備事業費 | 136,207 — (98,266) | 府立支援学校における知的障がいのある児童生徒の増加に対応するため、新たな支援学校の整備等による、教育環境のさらなる充実をめざす。 【4ページ主要事業3 参照】 |
| 府立支援学校 通学バス運行事業費 | 2,946,842 — (2,874,288) | 府立支援学校の児童生徒の通学手段等確保のためバスを運行する。 ○通学バス338台 |
| 市町村医療的ケア等 実施体制サポート事業費 | 63,034 — (63,034) | 医療的ケアの必要な児童生徒をはじめとする、障がいのある児童生徒が、地域の学校へ安心して就学・通学することができるために、府がハード・ソフトの両面からサポートすることにより、各市町村における支援教育体制づくりを促進し、より一層「インクルーシブ教育システム構築」を推進する。 |
| 医療的ケア実施体制 構築事業費 | 2,948 — (2,288) | 府立支援学校において、看護師・教員が安全安心に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対応できるよう、校内実施体制の充実を図る。 |
| 医療的ケア通学支援事業費 | 499,220 — (533,290) | 府立学校において、医療的ケアが必要なために通学バスを利用できない等の理由により通学が困難な児童生徒の学習機会の保障を図る。 ○府立学校21校140人程度 |
| 福祉・医療関係 人材活用事業費 | 7,445 — (7,445) | 府立支援学校における教育の充実を図るため、福祉医療関係の専門的な知識のある人材を特別非常勤講師として配置する。 |
| 支援教育地域支援 整備事業費 | 90,250 — (86,556) | 府立支援学校のリーディングスタッフ（府立支援学校教員）が十分に活動できるように非常勤講師を配置する。 |

| 事業名 | R4財務部長内示額 R4知事復活要求額 (R3当初予算額) | 摘要 |
|--------------------------|-------------------------------------|--|
| 知的障がいのある生徒の 教育環境整備事業費 | 千円 37,936 — (37,198) | 知的障がいのある生徒の後期中等教育を充実するため、府立高等学校に設置した自立支援推進校及び共生推進校において、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する。 ○自立支援推進校 11校 (園芸、柴島、阿武野、西成、松原、枚方なぎさ、八尾翠翔、堺東、貝塚、桜宮、東淀工業) ○共生推進校 10校 (枚岡樟風、千里青雲、芦間、久米田、北摂つばさ、信太、緑風冠、金剛、東住吉、今宮) ※非常勤講師、学習サポーターを活用 |
| 特別支援教育指導費 | 21,691 — (21,692) | 府立支援学校における教育内容・環境の充実を図る。 ○医療的ケアの必要な児童・生徒のための宿泊学校行事への看護師の随伴<宿泊学校行事看護師付添費> ○各市町村就学指導委員会、府立支援学校入学対象者に対する就学指導<特別支援学校就学指導充実費> ○支援学校内において医療的ケアを教員が適切に実施するための法定研修 |
| 外国語講師 派遣事業費 | 9,297 — (9,297) | 府立支援学校に外国人英語講師を派遣し、言語や文化に対する理解を深めるとともに、他者を尊重することや、他者への配慮をしながら外国語でコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。 |
| キャリア教育支援体制 強化事業費 | 622 — (622) | 府立支援学校モデル校2校において、さらなる就職率向上とそれに向けた授業改善、授業力向上、関係機関とのネットワーク化等の課題解決のため、入学から卒業後まで、切れ目ないキャリア教育支援体制の整備を行う。 |
| 高等学校支援教育力 充実事業費 | 8,666 — (8,666) | 自立支援推進校等の中から支援教育サポート校に指定した4校が、障がいのある生徒の教科指導等のノウハウを当該地域の高等学校と共有・活用を図る。 |
| 障がいのある生徒の 高校生活支援事業費 | 110,281 — (110,627) | 障がいのある生徒の個々の状況に即した学校生活や学習の支援を行うため、専門的な知識を持つ人材等を配置する。 ○エキスパート支援員（臨床心理士等）の配置 ○学習支援員・介助員の配置 ○看護師の配置 |
| 高等学校通級指導 実施費 | 788 — (1,190) | 通級指導教室を府立高校に設置し、発達障がい等のある生徒に対し、学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導を実施する。 ○設置校 柴島、松原、大手前（全）、岬 |
| 教育庁ハートフル オフィス推進事業費 | 27,350 — (26,450) | 知的障がいのある府立高校、支援学校高等部の卒業生を教育庁ハートフルオフィス（教育センターに設置）で雇用し、約2年間の就労支援を実施し、就業へつなげる。 |

| 事業名 | R4財務部長内示額 R4知事復活要求額 (R3当初予算額) | 摘要 |
|--|-------------------------------------|--|
| | 千円 | |
| <④子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます> | | |
| いじめ虐待等 対応支援体制構築事業費 | 264,160 — (260,245) | 学校におけるいじめ重大事態や児童虐待等の深刻な事案への迅速かつ適切な対応及びその未然防止に向けた市町村の支援体制を構築する。 【5ページ主要事業4 参照】 |
| いじめ対策支援事業費 | 3,665 — (4,529) | 府立学校におけるいじめ重大事態に対する迅速かつ適切な対応のための支援等を行う。 |
| 被害者救済システム 運用事業費 | 4,034 — (4,031) | 民間相談窓口を開設し、電話による相談及び面接相談を実施するとともに、児童生徒及び保護者の意向に即した支援を行う。 |
| 課題を抱える生徒 フォローアップ事業費 | 27,444 — (27,444) | 様々な課題を抱える生徒が在籍する学校において、課題を早期発見し、福祉、医療等の社会資源につなげることで、学校への定着を図り、中退者（高等支援学校では長期欠席者）を減少させる。 |
| ヤングケアラー支援体制 強化事業費 《 新 規 》 | 71,493 — (0) | 府立高校に在籍するヤングケアラーを適切な支援につなげるため、学校の相談体制構築や早期発見力の強化、学習支援等を実施。 【6ページ主要事業5 参照】 |
| スクールカウンセラー 配置事業費 | 432,067 — (430,939) | スクールカウンセラー（臨床心理士等）を全公立中学校に配置し、児童生徒の心のケアや保護者等の悩みの相談、教職員への助言・援助等を行うとともに、学校教育相談体制の一層の充実をめざす。 加えて、コロナ禍により、府内小学校において一層増加、深刻化する児童・保護者からの相談や教職員からの支援要請に対応するため、スクールカウンセラーが小学校での活動に専念できる時間を確保し、小学校における専門家と協働した教育相談体制の構築をめざす。 |
| スクールソーシャル ワーカー配置事業費 | 74,648 — (74,648) | 学校と福祉をつなぐ専門家として、スクールソーシャルワーカーを市町村が主体的に各中学校区に1名週1回配置できるよう補助を行う。 また、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーを府内市町村に派遣する。 |
| 教育総合相談事業費 | 23,793 — (24,676) | 教育相談体制の充実により、いじめ、暴力行為、不登校等、生徒指導上の課題に対する早期発見・早期対応、再発防止を図る。 |
| SNS活用相談体制 整備事業費 | 19,283 — (26,088) | いじめを含む様々な不安や悩みをもつ子どもが相談しやすい環境を整えるため、SNSを活用した相談を実施する。 |
| O S A K A 多文化共生 推進事業費 | 1,463 — (983) | 外国にルーツのある児童生徒と日本ルーツの児童生徒が互いの母文化にふれることで、ともにアイデンティティを育み、自己肯定感を高め、多文化共生のまちづくりの担い手となることをめざす。 |

| 事業名 | R4財務部長内示額 R4知事復活要求額 (R3当初予算額) | 摘要 |
|---|-------------------------------------|---|
| 小中学校における 日本語指導推進事業費 《一部新規》 (一部、大阪教育ゆめ基金活用) | 千円 32,118 — (19,428) | 日本語指導が必要な児童生徒のうち、十分な日本語指導が受けられていない児童生徒が在籍する市町村及び学校への支援を行う。 ○日本語指導が必要な児童生徒がオンラインで指導を受けることができる体制を整備 ○夜間中学6校に日本語指導支援員を配置 ○府域7地区に外国人児童生徒支援員を配置 【7ページ主要事業6 参照】 |
| 夜間中学設置促進・ 充実事業費 | 600 — (650) | 夜間中学についての広報を充実させ、就学機会の一層の確保を図る。 |
| 日本語教育 学校支援事業費 | 16,638 — (7,344) | 日本語指導が必要な外国籍生徒等が在籍する府立高等学校に対し、日本語・母語指導や生活適応指導等を行う教育サポーター等を派遣する。 |
| 道徳教育推進事業費 | 3,169 — (3,698) | 「考え・議論する道徳」への質的転換に向けた授業改善及び学校全体での推進体制を構築するための研究等を行い、府内の各学校における道徳教育の充実を図る。 ○小中10校、義務教育学校1校を実践研究校に指定 ○道徳教育推進教師連絡協議会の開催 ○道徳教育担当指導主事研修会の開催 |
| あいさつ運動推進事業費 (大阪教育ゆめ基金活用) | 4,000 — (5,000) | 小・中学校等において、愛さつOSAKAのロゴマークやのぼり等を活用したあいさつ運動を展開する。 また、府立学校の児童生徒が行うボランティアや地域活動等に必要な物品等を支援するとともに、優秀な取組みを表彰する。 |
| 府立博物館管理運営・改修費 | 930,630 — (328,867) | 府立の博物館の管理運営・改修を行う。 ○弥生文化博物館運営費 ○近つ飛鳥博物館及び近つ飛鳥風土記の丘運営費 ○府立博物館施設設備改修事業費 |
| 文化財調査事務所運営費 | 36,918 — (13,819) | 文化財調査事務所等の管理運営・改修等を行う。 ○文化財調査事務所運営費及び施設設備改修事業費 |
| 指定文化財等保存事業費 | 24,163 — (24,163) | 国及び府指定文化財の保存修理等に対する助成等を行う。 ○有形文化財保存修理費等補助金 ○文楽協会補助金 |

| 事業名 | R4財務部長内示額 R4知事復活要求額 (R3当初予算額) | 摘要 |
|------------------------------------|-------------------------------------|--|
| 府立図書館運営費 | 千円 1,649,417 — (1,069,419) | 府立の図書館の管理運営等を行う。 ○中央図書館 資料収集、国際児童文学館の運営、設備改修、指定管理委託など ○中央図書館の書庫改修工事基本設計（地下駐車場の書庫化） ○中之島図書館 資料収集、ビジネス支援室の運営指定管理委託など ○中之島図書館(非重要文化財部分)の耐震改修の実施(書庫棟の改築等) ・R3年度から工事着手（I期工事中：R3年6月頃～R4年9月頃） |
| 社会教育施設運営費 | 147,461 — (329,788) | 府立の社会教育施設の管理運営、設備改修等を行う。 ○少年自然の家運営費及び施設設備改修費 |
| <⑤子どもたちの健やかな体をはぐくみます> | | |
| スポーツ指導・体力向上支援推進費 (大阪教育ゆめ基金活用) | 10,148 — (938) | 府内小学3・4年生に対し、ICT機器を活用した悉皆の体カテストを令和5年度より実施し、子どもの運動に対する意識を改善し、体力向上を図る。また、東京2020大会の開催を受け、その成果を活用したイベント等の開催により、小学校の体力づくりへの取組みを推進する。 ○ICT活用による子どもの体力向上事業（小学3・4年生スポーツテスト） ・システム構築費等 ・システム運用・保守・サーバー費【債務負担行為：令和5年度から令和7年度まで】 ○子ども元気アッププロジェクト事業 ・めっちゃWAKUWAKUスポーツ教室（令和4年7月予定） ・オリンピック等トップアスリートの市町村イベント派遣（令和4年6月～令和5年3月） ・駅伝大会（令和5年2月予定） |
| 競技力向上対策事業費補助金 | 18,255 — (18,255) | 各種競技選手の長期的・継続的な競技力の定着化を図り、スポーツのより一層の普及・振興を図る。 ○国体選手の強化事業助成等（41競技） ○一般競技の強化助成費（22競技） |
| 学校給食実施費 | 801,356 — (794,544) | 府立支援学校、夜間定時制高等学校及び富田林中学校に学ぶ幼児児童生徒の心身の健全な発達に資するため、安全・安心な学校給食を実施する。 ○府立支援学校給食調理業務委託 府立支援学校（33校） ○給食センター委託事業 交野支援四條畷校 ○デリバリー給食実施 夜間定時制高等学校（2校） ○府立富田林中学校給食調理業務委託 ○学校給食における安全性の確保 ・府立学校給食用老朽備品の更新、給食調理場の改修 ・給食調理員の検便検査 |

| 事業名 | R4財務部長内示額 R4知事復活要求額 (R3当初予算額) | 摘要 |
|---|-------------------------------------|--|
| 千円 | | |
| <⑥教員の力とやる気を高めます> | | |
| 教職員研修の充実 | 126,290 — (130,024) | 府教育センター等において、初任者研修等の法定研修やキャリアアップを支援する研修等の実施により、教職員の資質向上を図る。 総合研修 74講座 課題別研修 58講座 授業力向上研修 64講座 合計 196講座 |
| 教職員採用選考費 | 21,130 — (21,093) | 熱意ある優れた教員を確保するため、教職員採用選考テストのPR活動に力を入れるとともに、教職員採用選考の一層の工夫・改善に努める。 ○説明会・広報活動の充実等 ○合格者対象セミナーの実施 |
| 教職員資質向上方策推進事業費 | 49,755 — (49,756) | 改正教育公務員特例法に基づき、「指導が不適切である」教諭等への認定及び指導改善研修など具体的な対応を実施するとともに、地公法、地教行法に基づき、教職員の意欲・資質能力の一層の向上と学校の活性化を図るため、教職員の評価・育成システムを実施する。 |
| <⑦学校の組織力の向上と開かれた学校づくりをすすめます> | | |
| 〔教職員定数〕 (一部再掲) | 356,846,430 — (346,311,742) | 1. 定数の状況 (人数は条例定数(対前年比)・水都国際は除く) 小学校(義務教育学校の前期課程を含む) 17,885人 (+184人) 中学校(義務教育学校の後期課程を含む) 10,246人 (+59人) 市立高等学校(府費負担) 14人 (±0人) 府立中学校 36人 (+14人) 府立高等学校 9,699人 (+1,002人) 府立支援学校 5,513人 (+24人) 計 43,393人 (+1,283人) 2. 学級編制基準 小学校(義務教育学校の前期課程を含む) 1～3年生35人、4～6年生40人 (支援学級 障がい種別ごとに8人) 中学校(義務教育学校の後期課程を含む) 40人(支援学級 障がい種別ごとに8人) 高等学校 40人 特別支援学校 ・幼稚部 6人 ・小・中学部 6人 ・高等部(本科) 8人 ・重複障がい学級 3人 ・訪問学級 3人 |

| 事業名 | R4財務部長内示額 R4知事復活要求額 (R3当初予算額) | 摘要 |
|----------------------------------|-------------------------------------|---|
| | 千円 | |
| 学校経営推進事業費 | 28,595 — (28,595) | 学校経営を強化するため、予め指定した項目に関して、効果の見込まれる事業計画を提案する学校に支援を行う。 |
| 校長マネジメント 推進事業費 | 192,402 — (196,120) | 学校経営計画に示された中期的目標に基づき、校長・准校長がその権限と責任において学校経営を推進するため、校長・准校長のマネジメントに必要な予算措置を行う。 |
| 教育総合相談事業費 (一部再掲) | 41,108 — (47,915) | 教育センターにおいて、様々な悩みを持つ子どもや保護者等に対し、インターネット等の手法も活用し、効果的かつ効率的な相談を実施する。 ○専用電話相談の実施 ○24時間相談窓口の実施 ○対面相談の実施 ○教職員の悩み相談の実施 ○カリキュラムNAV i プラザの運営 ○SNS活用相談体制整備(再掲) |
| 府立学校教育ICT化 推進事業費 | 967,932 — (968,832) | 府立学校において教職員が総務事務等を行う情報基盤の継続的かつ安定的な運用を行うとともに、校務処理システムの継続的なメンテナンスを行うことで、校務の情報化・効率化を図る。 |
| 教育総合情報 ネットワーク事業費 | 113,199 — (114,696) | 府立学校における情報通信ネットワークの基盤整備を行うことにより、ICT教育の活性化や児童生徒の情報活用能力の育成を図るとともに、インターネット等を活用した研修の実施など、教育センターにおける研修・研究機能の充実を図る。 |
| 部活動指導員配置事業費 | 74,655 — (67,286) | 教員の時間外勤務を軽減することを目的に、部活動の指導や大会への引率を行う部活動指導員を府立学校に配置する。 また、中学校に部活動指導員を配置する市町村に対して、国の補助金事業を活用して補助を行う。 |
| <◎安全で安心な学びの場をつくります> | | |
| 地域ぐるみの学校安全体制 整備推進事業費補助金 | 12,383 — (12,490) | 学校安全ボランティア(スクールガード)を活用した効果的な安全体制を整備し、地域との連携を重視した学校安全に関する取組みを行う市町村を支援する。 |

| 事業名 | R4財務部長内示額 R4知事復活要求額 (R3当初予算額) | 摘要 |
|------------------|-------------------------------------|--|
| 府立学校老朽化対策費 | 千円 590,888 — (178,636) | 老朽化した府立学校施設の改築・改修等を計画的に行い、良好な教育環境を提供する。 ○寝屋川高校改築基本計画策定 ○空調機更新実施設計 支援学校3校 など |
| 府立学校施設・設備改修費 | 768,157 — (944,845) | 府立学校の施設・設備の改修や補修を行い、良好な教育環境の確保を図る。 ○福祉のまちづくり関連整備 ・エレベータ設置工事 ・スロープ、手すりの設置、障がい者用トイレの設置 |
| 府立学校施設設備緊急改修事業費 | 829,645 — (1,284,663) | 府立学校施設設備の危険・不具合箇所のうち、生徒の安全を守る上で特に緊急度の高いものについて改修を行う。 ○体育館床改修 高等学校5校 ○プール改修 高等学校13校、支援学校2校 等 |
| 府立学校施設長寿命化整備事業費 | 6,005,156 — (3,079,875) | 「大阪府ファシリティマネジメント基本方針」及び「府立学校施設長寿命化整備方針に基づく事業実施計画（令和3年3月策定）」により、学校施設の長寿命化（築後70年以上）を推進し、維持・更新経費の軽減・平準化を図るため、劣化度調査の結果等を基に学校・棟単位で計画的な改修等を実施する。 ○対象校 高等学校37校、支援学校23校 |
| 府立学校体育館空気調節設備整備費 | 1,620,582 — (1,648,716) | 府立学校の熱中症対策として、体育館に空調設備を整備し、教育環境の改善を図るとともに、暑さ指数計を体育館やグラウンドの入り口等に設置し、部活動指針と併せて活用することで、事故を未然に防ぎ、学校教育活動の安全性を確保する。 ○設置計画 2019（R1）年度～2023年度（R5） ○対象校 170校（高等学校132校、支援学校38校） ○2022（R4）年度設置校 高等学校28校 支援学校13校 |

| 事業名 | R4財務部長内示額 R4知事復活要求額 (R3当初予算額) | 摘要 |
|--------------------------|-------------------------------------|--|
| 高等学校教育環境改善事業費 | 千円 1,103,541 — (851,016) | 夏季休業期間を中心に府立高等学校において行われている多様な取り組みの教育効果を高めるとともに、さらなる教育環境の改善を図るため、普通教室等に導入した空調機を更新する。 ○契約手法 一括業務委託方式 契約期間 2019（H31）～2022年度（R24） |
| 府立学校維持管理費 | 4,848,817 — (4,861,667) | 府立学校における維持管理運営経費 ○高等学校 132校（R3：132校） ○支援学校 44校・2分校 |
| アスベスト対策事業費 | 142,913 — (426,083) | 吹付アスベストが存在する府立高校について、生徒・教職員の安全を図るため、封じ込め等を施工した学校において経年劣化が進んでいることから、改めて封じ込め等を実施する。 |
| スクールサポートスタッフ及び学習支援員配置事業費 | 414,219 — (453,079) | 【スクールサポートスタッフ】 ○府立支援学校 重症化リスクの高い基礎疾患を持つ児童生徒への更なる衛生管理を実施するため、また、マスク着用や人との適切な距離を保つことが難しい児童生徒に対して、衛生管理に留意しつつ子どもの安全を確保するため、府立支援学校にスクールサポートスタッフ（補助員）を配置する。 ○市町村（小・中学校）・府立中学校（水都国際を除く） 校内の清掃・消毒作業等の感染症対策や教員の業務補助のために、公立小・中学校において、スクールサポートスタッフを配置する市町村（政令市を除く）への補助等を行う。 |
| | | 【学習支援員】 ○府立支援学校 府立支援学校に3密対策に伴う児童・生徒へ直接携わる業務（給食摂食・更衣・移動に伴う介助など）を支援する学習支援員を配置する。 |
| | | 【8ページ主要事業7 参照】 |

| 事業名 | R4財務部長内示額 R4知事復活要求額 (R3当初予算額) | 摘要 |
|---|-------------------------------------|---|
| 千円 | | |
| <⑨地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します> | | |
| 教育コミュニティづくり 推進事業費 | 58,084 — (57,958) | 地域社会が一体となった教育コミュニティの取組みを一層進めるため、地域の実情に応じて市町村が行う学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組み（学校支援活動・おおさか元気広場・家庭教育支援）を支援する。 |
| 家庭教育支援モデル事業費 《 新 規 》 | 1,250 — (0) | 子育てに関する課題や不安等を抱え、地域から孤立しがちな家庭等への、地域人材からなる「家庭教育支援チーム」による訪問型等の支援の充実を図る。 ○大阪府の取組み ・事業全体に係る総合調整、委託市町村への指導・助言 ・取組成果の普及・啓発 ・家庭教育支援チーム員の育成 ○委託市町村の取組み（1市町村） ・子育てに関する課題や不安等を抱え地域から孤立しがちな家庭等へ、地域の実情に応じて、訪問型を含む家庭教育支援を実施 ・家庭教育支援チーム員への研修や、保護者支援の新たな取組の実施、保健・福祉部局など関係機関等との連携により、家庭教育支援チームの活動の充実と支援モデルの構築を図る |
| <⑩私立学校の振興を図ります> | | |
| 私立高等学校等振興助成費 | 37,561,770 — (36,252,135) | 私立高等学校等の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び経営の健全化を図るため経常費助成を行う。 |
| 私立高等学校等生徒 授業料支援補助金 | 15,429,000 — (15,037,195) | 私立高等学校（通信制含む）及び私立専修学校高等課程に在学する生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図り、進路選択時に自由な学校選択の機会を提供するため、中間所得層までを対象に授業料支援補助を行う。 【一人当たりの補助単価】 ○授業料支援補助金（府） 〔全日制〕（2019（H31）年度以降の入学生） ・標準授業料 60万円 年収区分（めやす）補助単価 590万円未満 ⇒204,000円（保護者負担 0円） 800万円未満 ⇒281,200円（保護者負担200千円） 800万円未満（子ども2人世帯） ⇒381,200円（保護者負担100千円） 800万円未満（子ども3人以上世帯） ⇒481,200円（保護者負担0千円） 910万円未満（子ども2人世帯） ⇒181,200円（保護者負担300千円） 910万円未満（子ども3人以上世帯） ⇒381,200円（保護者負担100千円） |

| 事業名 | R4財務部長内示額 R4知事復活要求額 (R3当初予算額) | 摘要 |
|------------------|--------------------------------------|--|
| 私立幼稚園振興助成費 | 千円 9,468,939 — (10,173,940) | <p>教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び経営の健全化を図り、私立幼稚園の健全な発展に資するため、経常費助成を行うとともに、特別支援教育事業などに対し助成を行う。</p> <p>【一人当たりの補助単価】※単価は仮単価</p> <p>○経常費助成（学校法人立）</p> <p>一般助成 194,178円（R3） 194,178円</p> <p>3歳児特別助成 13,500円（R3） 13,500円</p> <p>○教育研究費助成（非学校法人立）</p> <p>一般助成 58,200円（R3） 58,200円</p> <p>3歳児特別助成 4,000円（R3） 4,000円</p> <p>○私立幼稚園特別支援教育助成 総額 988,624千円</p> <p>○私立幼稚園預り保育助成事業 総額 494,480千円</p> <p>○キンダーカウンセラー事業助成 127園 40,500千円</p> |
| 施設型給付費等負担金 | 9,277,183 — (9,862,922) | <p>子ども・子育て支援新制度に規定する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特定施設型給付費の支給に要する費用を負担する。</p> |
| 子育て支援施設等利用給付費負担金 | 3,415,575 — (4,059,228) | <p>令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に係る費用のうち、私学助成園の保育料等の給付に要する費用、及び幼稚園で実費徴収されている食事の提供に要する費用の一部を負担する。</p> <p>○子育て支援施設等利用給付費負担金 3,333,188千円</p> <p>○実費徴収に係る補足給付事業 82,387千円</p> |
| 大阪府育英会助成費 | 585,688 — (598,720) | <p>教育の機会均等を図るため、(公財)大阪府育英会が行う奨学金貸付事業等に対し助成を行う。</p> <p>○運営補助金 総額542,922千円</p> |
| 私立専門学校授業料等減免事業費 | 5,424,475 — (4,758,301) | <p>真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、質の高い教育を実施する私立専門学校における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減する。</p> <p>○対象校 141校</p> <p>○対象者 住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の生徒</p> |

令和3年度一般会計補正予算（国補正対応）要求状況主要事業概要

（ 一 般 会 計 ）

| 事 業 名 | R3 補正予算案額 R3 現計予算額 (R3補正後予算案額) | 摘 要 |
|----------------------------------|--|--|
| | 千円 | |
| 【国経済対策】 府立学校感染症対策等 継続支援事業費 | 539,100 <hr style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: auto;"/> 0 (539,100) | 新型コロナウイルス感染症対策のために必要となる消毒液やハンドソープ、CO2モニター等の消耗品購入や校舎の消毒作業を外注する費用等の支援を行う。 |
| 【国経済対策】 教育支援体制 整備事業費補助金 | 99,240 <hr style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: auto;"/> 0 (99,240) | 新型コロナウイルス感染症対策を実施しつつ、幼児を健やかに育むために必要な環境の整備を推進するため、公立幼稚園等における保健衛生用品の購入など感染症対策の実施及びICT環境整備に係る費用を支援する。 |

○条例案

| 番号 | 件名 | 概要 |
|----|-------------------------|--|
| 1 | 大阪府立学校条例一部改正の件 | <p>1 府立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減に伴い、府立学校の職員の定数を改定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校〔改正前〕 22人 〔改正後〕 37人 ・高等学校〔改正前〕 8,697人 〔改正後〕 9,699人 ・特別支援学校〔改正前〕 5,489人 〔改正後〕 5,513人 <p>2 大阪府立南高等学校及び大阪府立西高等学校の移転により、これらの位置を「大阪市中央区谷町六丁目」及び「大阪市西区北堀江四丁目」から「大阪市北区松ヶ枝町」に改正する。 施行日：令和4年4月1日</p> <p>3 大阪府立茨田高等学校、大阪府立島本高等学校及び大阪府立泉鳥取高等学校を廃止する。 施行日：規則で定める日</p> |
| 2 | 府費負担教職員定数条例一部改正の件 | <p>市町村立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減並びに国の定数改善等に伴い、府費負担教職員の定数を改定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校〔改正前〕 17,701人 〔改正後〕 17,807人 ・中学校〔改正前〕 10,187人 〔改正後〕 10,267人 ・高等学校〔改正前〕 14人 〔改正後〕 14人 <p>施行日：令和4年4月1日</p> |
| 3 | 大阪府立臨海スポーツセンター条例等一部改正の件 | <p>大阪府立臨海スポーツセンター、大阪府立体育会館及び大阪府立門真スポーツセンターにおいて、これらの利用に係る催しについて、インターネットの利用等により入場させずに観覧等をさせることの対価を徴収する場合の利用料金の上限額を改正する。 施行日：令和4年4月1日</p> <p>〔関係条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府立臨海スポーツセンター条例 ・大阪府立体育会館条例 ・大阪府立門真スポーツセンター条例 |

大阪府条例第 号

大阪府立学校条例の一部を改正する条例

第一条 大阪府立学校条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|-----------|-------------|-------------|
| <p>第二十二條 (略)</p> <p>一 中学校 三七人</p> <p>二 高等学校 九、六九九人</p> <p>三 特別支援学校 五、五一三人</p> | | | |
| <p>第二十二條 (略)</p> <p>一 中学校 二三人</p> <p>二 高等学校 八、六九七人</p> <p>三 特別支援学校 五、四八九人</p> | | | |
| 別表第二(第三条関係) | | 別表第二(第三条関係) | |
| 名 称 | 位 置 | 名 称 | 位 置 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 大阪府立南高等学校 | 大阪市北区松ヶ枝町 | 大阪府立南高等学校 | 大阪市中央区谷町六丁目 |
| 大阪府立西高等学校 | 大阪市北区松ヶ枝町 | 大阪府立西高等学校 | 大阪市西区北堀江四丁目 |
| 備考 (略) | (略) | 備考 (略) | (略) |

第二条 大阪府立学校条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|----------------|-----|----------------|-------------|
| 別表第二(第三条関係) | | | |
| 名 称 | 位 置 | 名 称 | 位 置 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 大阪府立東高等学校 | (略) | 大阪府立東高等学校 | (略) |
| (略) | (略) | 大阪府立茨田高等学校 | 大阪市鶴見区安田一丁目 |
| 大阪府立摂津高等学校 | (略) | 大阪府立摂津高等学校 | (略) |
| (略) | (略) | 大阪府立島本高等学校 | 三島郡島本町桜井台 |
| 大阪府立りんくう翔南高等学校 | (略) | 大阪府立りんくう翔南高等学校 | (略) |
| (略) | (略) | 大阪府立泉鳥取高等学校 | 阪南市緑ヶ丘一丁目 |
| 備考 (略) | (略) | 備考 (略) | (略) |

附 則

この条例中第一条の規定は令和四年四月一日から、第二条の規定は規則で定める日から施行する。

大阪府条例第 号

府費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

府費負担教職員定数条例（昭和二十七年大阪府条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(府費負担教職員の定数) 第二条 (略)</p> <ul style="list-style-type: none">一 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)一七、八〇七人二 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)一〇、二六七人 <p>三 (略)</p> | <p>(府費負担教職員の定数) 第二条 (略)</p> <ul style="list-style-type: none">一 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)一七、七〇一人二 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)一〇、一八七人 <p>三 (略)</p> |

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府立臨海スポーツセンター条例等の一部を改正する条例

(大阪府立臨海スポーツセンター条例の一部改正)

第一条 大阪府立臨海スポーツセンター条例(昭和五十九年大阪府条例第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------------------|------------------|------------------|------------------|-----|----|-------------|-----------------|-----|----|--------|------------------|-----|----|--------|-----------------|-----|----|--------|-----------------|-----|----|--------|-----------------|-----|--|--|----|------------------|-----------------|-----|----|-------------|----------------|-----|----|--------|-----------------|-----|----|--------|----------------|-----|----|--------|----------------|-----|----|--------|----------------|-----|
| <p>別表(第十一条関係) (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>第一</td> <td>アマチュアスポーツに利用する場合</td> <td>利用者が入場料等を徴収しない場合</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第二</td> <td>スポーツに利用する場合</td> <td>利用者が入場料等を徴収する場合</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第三</td> <td>その他の場合</td> <td>利用者が入場料等を徴収しない場合</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第四</td> <td>その他の場合</td> <td>利用者が入場料等を徴収する場合</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第五</td> <td>その他の場合</td> <td>利用者が入場料等を徴収する場合</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第六</td> <td>その他の場合</td> <td>利用者が入場料等を徴収する場合</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>備考 1 「入場料等」とは、センターの利用に係る催しについて、見せ、聴かせ、又は参加させること(インターネットの利用その他の方法によりセンターに入場させないで行う場合を含む。)の対価として徴収する金銭をいう。</p> <p>備考 1・2 (略)</p> <p>3 第一号の表の備考3及び第二号の表の備考の規定は、この表についても適用する。</p> <p>四 (略)</p> <p>備考 第一号の表の備考3及び備考4の規定は、この表についても適用する。</p> <p>五・六 (略)</p> | | 第一 | アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料等を徴収しない場合 | (略) | 第二 | スポーツに利用する場合 | 利用者が入場料等を徴収する場合 | (略) | 第三 | その他の場合 | 利用者が入場料等を徴収しない場合 | (略) | 第四 | その他の場合 | 利用者が入場料等を徴収する場合 | (略) | 第五 | その他の場合 | 利用者が入場料等を徴収する場合 | (略) | 第六 | その他の場合 | 利用者が入場料等を徴収する場合 | (略) | <p>別表(第十一条関係) (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>第一</td> <td>アマチュアスポーツに利用する場合</td> <td>利用者が入場料を徴収しない場合</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第二</td> <td>スポーツに利用する場合</td> <td>利用者が入場料を徴収する場合</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第三</td> <td>その他の場合</td> <td>利用者が入場料を徴収しない場合</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第四</td> <td>その他の場合</td> <td>利用者が入場料を徴収する場合</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第五</td> <td>その他の場合</td> <td>利用者が入場料を徴収する場合</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第六</td> <td>その他の場合</td> <td>利用者が入場料を徴収する場合</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>備考 1 1・3 (略)</p> <p>備考 1・2 (略)</p> <p>3 第一号の表の備考2及び第二号の表の備考の規定は、この表についても適用する。</p> <p>四 (略)</p> <p>備考 第一号の表の備考2及び備考3の規定は、この表についても適用する。</p> <p>五・六 (略)</p> | | 第一 | アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 | (略) | 第二 | スポーツに利用する場合 | 利用者が入場料を徴収する場合 | (略) | 第三 | その他の場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 | (略) | 第四 | その他の場合 | 利用者が入場料を徴収する場合 | (略) | 第五 | その他の場合 | 利用者が入場料を徴収する場合 | (略) | 第六 | その他の場合 | 利用者が入場料を徴収する場合 | (略) |
| 第一 | アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料等を徴収しない場合 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第二 | スポーツに利用する場合 | 利用者が入場料等を徴収する場合 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第三 | その他の場合 | 利用者が入場料等を徴収しない場合 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第四 | その他の場合 | 利用者が入場料等を徴収する場合 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第五 | その他の場合 | 利用者が入場料等を徴収する場合 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第六 | その他の場合 | 利用者が入場料等を徴収する場合 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第一 | アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第二 | スポーツに利用する場合 | 利用者が入場料を徴収する場合 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第三 | その他の場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第四 | その他の場合 | 利用者が入場料を徴収する場合 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第五 | その他の場合 | 利用者が入場料を徴収する場合 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第六 | その他の場合 | 利用者が入場料を徴収する場合 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(大阪府立体育会館条例の一部改正)

第二条 大阪府立体育会館条例(昭和六十一年大阪府条例第三十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で

示すように改正する。

| | | | |
|---|------------------|---------------------|-----------------|
| 改正後 | | 改正前 | |
| 別表（第十一条関係） （略） | | | |
| 一 （略） | | 一 （略） | |
| 区 | 分 | 区 | 分 |
| アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料等を徴収しない場合 | アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 |
| 集会及び興行その他の催物に利用する場合 | 利用者が入場料等を徴収する場合 | 集会及び興行その他の催物に利用する場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 |
| アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料等を徴収しない場合 | アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 |
| 集会及び興行その他の催物に利用する場合 | 利用者が入場料等を徴収する場合 | 集会及び興行その他の催物に利用する場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 備考 | | | |
| 1 「入場料等」とは、会館の利用に係る催しについて、見せ、聴かせ、又は参加させること（インターネットの利用その他の方法により会館に入場させないで行う場合を含む。）の対価として徴収する金銭をいう。 | | | |
| 21・31（略） | | | |
| 2・3（略） | | | |

（大阪府立門真スポーツセンター条例の一部改正）
 第三条 大阪府立門真スポーツセンター条例（平成八年大阪府条例第八号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | | | |
|---------------------|------------------|---------------------|-----------------|
| 改正後 | | 改正前 | |
| 別表（第十一条関係） （略） | | | |
| 一 （略） | | 一 （略） | |
| 区 | 分 | 区 | 分 |
| アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料等を徴収しない場合 | アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 |
| 集会及び興行その他の催物に利用する場合 | 利用者が入場料等を徴収する場合 | 集会及び興行その他の催物に利用する場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 |
| アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料等を徴収しない場合 | アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 |
| 集会及び興行その他の催物に利用する場合 | 利用者が入場料等を徴収する場合 | 集会及び興行その他の催物に利用する場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |

